

大間々庁舎の福祉センター化に向けて 一部の組織を農林業センターへ移動



福祉課・介護高齢課と大間々保健センターにある健康管理課を大間々庁舎へ移動予定です。

問い合わせ先

企画課 ☎(76)0962

4月に続き、7月にも庁舎の再編を行います。今回は、大間々庁舎にある産業観光部、都市建設部、農業委員会事務局を農林業センターへ移動します。

【農林業センターに移動する部局】

産業観光部：農林課・商工課・観光課、都市建設部：建設課・都市計画課・建築住宅課・簡水水道課、農業委員会事務局

※電話番号の変更はありません。

移動先 みどり市農林業センター

(笠懸町阿左美1912・1)

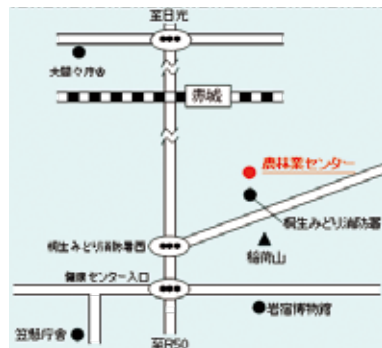
業務開始日 6月30日(月)

その他 農林業センターへ移動する部局に関する取り次ぎは、大間々庁舎の大間々市民サービス係でも受け付けます。

次回組織改編の予定 10月予定

※笠懸庁舎にある保健福祉部社会

農林業センターの場所



定額減税による調整給付金に不足が生じた人へ 不足額給付金を支給



令和6年度に実施した調整給付金の支給については、令和5年分の所得を基に推計した令和6年分推計所得税額より、給付金の額を算定しました。

このため、令和6年分所得税が確定したのち「本来給付すべき額」と「実際に給付した額（調整給付金）」との間で差額（不足）が生じた人を対象に、不足額給付金を支給します。

支給対象

不足額給付① 令和6年分所得税および定額減税の実績が確定し

支給金額を改めて算出した結果、支給金額に不足が生じた人

不足額給付② 次の全ての要件を満たす人

・令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割が非課税
・税制度上扶養親族に該当しない
※青色事業専従者・事業専従者

みどモスPay加盟店を対象として

決済用端末購入費の一部を補助



スマートフォンなどの決済用端末を所有しておらず、新たに端末を購入した加盟店に、本体購入費の一部を補助します。

対象 次の全てに該当する事業者

・申請時に、市電子地域通貨加盟店として登録された店舗を有する

・市税を滞納していない

・加盟店において、加盟店アプリを対象端末にインストールし、電子地域通貨カードが利用できる

・申請時に加盟店において、対象端末以外に電子地域通貨カードに対応した決済用端末を所有していない

対象端末 令和7年6月1日から

令和8年2月27日までの間に購入した端末

補助金額 1台につき上限2万円

※購入費が2万円に満たない場合は、購入費の全額

※複数の店舗を登録している場合は、店舗ごとに申請できます。

申込方法 所定の書類を窓口へ持参、郵送または電子申請にて申し込み。

申込期限 令和8年2月27日(金)

※予算に達し次第終了します。

問い合わせ先 企画課デジタル推進室 ☎(76)0962

米国関税対策相談窓口

米国による関税措置発動に伴い、高率な関税政策の導入が見込まれています。市では、市内事業者への影響を最小限にとどめるため、みどり市米国関税対策相談窓口を市役所内に設置しています。



市 HP

設置目的 市内の輸出依存度の高い製造業者や中小企業への影響を最小限に抑えるため、最新の情報提供や支援制度の案内などを行い、地域経済の安定を図ります。



窓口の概要

項目	内容
設置場所	6月27日(金)まで…商工課（大間々庁舎） 6月30日(月)以降…農林業センター
対象	市内に所在する企業・個人事業主・団体
内容	・米国の関税政策および急激な為替変動による経済情勢の変化などに関する最新情報の提供 ・関係機関（金融機関や商工会など）との連携支援 ・資金繰りなどの国や群馬県の支援策の案内 ・企業などからの個別相談受付と課題整理など
受付時間	平日の午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ先 商工課 ☎(76)1938

みどり市どこでも出前講座

市の行政やまちづくり、福祉、教育、産業などの身近な題材について、その仕組みや市職員の仕事の内容などの情報を届けます。

講座内容 市ホームページをご覧ください。

注意事項

・希望する日の3週間前までに所定の申込書を提出する必要があります。

・政治・宗教・営利を目的とした活動や講座の目的に沿わないものは、受け付けできない場合があります。

・開催日時など、希望に沿えない場合があります。

申込・問い合わせ先 社会教育課 ☎(76)9846、FAX(76)1954

広報紙にお子さんの写真を掲載しませんか

詳しくは市ホームページをご覧ください。



対象 市内在住の3歳未満（受付時点）のお子さん
掲載人数 毎月3～4人

問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067

大間々祇園まつり参加者を募集

【「山車の引き手」】

期日 8月1日(金)

3日(日)



市 HP

対象 中学生以上

その他 服装は、歩きやすい服装および靴。参加者には弁当とオリジナルTシャツを配布します。

【「神輿渡御の稚児」】

期日 8月2日(土)

対象 未就学児

※保護者同伴

【共通】

参加費 無料

申込期限 6月27日(金)

申込・問い合わせ先 大間々祇園まつり実行委員会事務局（観光課） ☎(76)1270



山車の引き手



稚児役



令和6年能登半島地震災害義援金

皆さまからのご支援、誠にありがとうございました。お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じ、被災地へ全額お届けいたします。

義援金総額 2,461,908円（令和7年4月30日現在）

アメリカシロヒトリ防除に活用 殺虫剤の配布と散布機器の貸し出し



市 HP

アメリカシロヒトリ防除のため、殺虫剤の無料配布および散布機器（肩掛け式）の無料貸し出しを行います。

アメリカシロヒトリは蛾^がの一種で、幼虫期には旺盛な食欲で柔らかい葉を食べ尽くしてしまいま

す。

自分の所有する土地は定期的に見回り、早期発見に努め、周りの迷惑にならないよう注意しまし

う。

被害の多い時期

・第一発生期：6月中旬～7月下旬

特定外来生物に指定されている

クビアカツヤカミキリに注意



市 HP

特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリは、サクラ

やハナモモ、ウメ、モモなどの樹木に産卵し、幼虫が食入・加害すること

で枯死や落枝、倒木などの被害が発生する恐れがあります。

●クビアカツヤカミキリの特徴

・成虫の体長は2・5～4センチメートル程度で光沢のある黒色

・胸部（クビの部分）が赤く、5

月末から8月頃に発生する。

・幼虫が入り込んだ樹木から、大量のかりんとう状のフラス（木くずとふんが混ざったもの）が

排出される。

※市では、スプレー式殺虫剤の貸し出しや防虫ネットの配布を行っています。

●フラスを見つけた場合

フラスおよび被害木全体が写っている写真、被害木の種類と本数、氏名、住所、電話番号、被害木のある住所などを添えて、すぐにメールでご連絡ください。

●成虫を見つけた場合

成虫は、その場で踏みつぶすなど捕殺してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

不要になったモバイルバッテリーなど

小型充電式電池の回収



市 HP

市では、誤った処理によって火災の原因となる小型充電式電池を回収しています。

モバイルバッテリーやコードレス掃除機などのバッテリー、スマートフォンや電気カミソリなどの充電式電池を捨てる際は、端子部分をビニルテープなどで絶縁し、各窓口へ持参してください。

●リサイクルマークがあり、本体から取り外せる小型充電式電池

種類 ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、モ

バイルバッテリー（本体ごと）

回収窓口

・SDGs推進課（笠懸庁舎）、大間々市民生活課、東市民生活課
・ヤマダデンキテクランドみど

り店

・ケーズデンキみどり店

●その他の小型充電式電池

種類 膨張や破損などしている電池、外国製の電池、リサイクル

マークがない電池、モバイルバッテリー以外の内蔵型電池

回収窓口 SDGs推進課

※筒形乾電池は、年2回実施する

収集日に出し、ボタン電池は、

販売店の回収箱に入れてくださ

い。

問い合わせ先 SDGs推進課 ☎

(76)0985

生ごみ処理器の購入費補助

市では「みどり5つのゼロ宣言」において、ごみ排出量の削減に向けた取り組みを強化しており、生ごみの減量化や再利用のため、生ごみ処理器の購入費補助金を交付しています。

対象 次の全てに該当する人

①市内に住所を有している

②申請者・同一世帯全員が市税を滞納していない

補助内容 ※購入費は消費税を除く

対象処理器	処理器の内容	補助金額など
生ごみ処理槽（コンポスター）	土の中の微生物を利用して生ごみを分解し、堆肥化する。	購入費の2分の1以内（1基につき上限4千円）※1世帯2基まで
生ごみ処理容器（EM容器）	微生物を利用して生ごみを発酵分解し、堆肥化する。	購入費の2分の1以内（1基につき上限2千円）※発酵用資材のみ購入した場合は補助対象外※1世帯2基まで
生ごみ処理機器（電気を使用する機器。ただし、デイスーパーは除く）	生ごみを乾燥させて減量化する（乾燥式）。微生物により分解し堆肥化する（バイオ式）。	購入費の2分の1以内（上限3万円）※1世帯1基まで

※補助金額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※補助対象となる購入価格は、ポイントや割引券などを利用した後の支払額（消費税を除く）となりますので、ご注意ください。

※補助金を利用後、5年経過しないと再度利用できません。

申込方法 申請書と必要書類（領収書など）を提出

※申請書には販売店の証明が必要なため、購入時に

持参してください。また、インターネットなどの

通信販売の場合は、購入履歴の分かるページの写

しや納品書の写しなどがが必要です。

申込・問い合わせ先 SDGs推進課 ☎(76)0985

エコアクションポイントの取得

補助金交付決定通知に同封される2次元コードを専用アプリで読み取ること、300ポイント取得できます（1人1回限り）。

対象	対象者・補助要件	補助額	備考
補聴器購入補助	市内在住の65歳以上の人で、聴覚障害により身体障害者手帳の対象とならない人	購入費の2分の1（上限2万5千円）	管理医療機器として認定された製品に限る
白内障眼鏡補助等	市内在住の65歳以上の人で、老人性白内障の手術を受け、医師が特殊眼鏡などが必要と認めた人	購入費の2分の1（上限は購入する眼鏡などによって変わります）	※事後申請
歩行づえ・シルバーカー購入補助	市内在住の65歳以上の人で、介護サービスで歩行補助用具の貸与を受けていない人	購入費の2分の1（上限1万円）	SG基準適合商品に限る
見守り機器等購入補助	市内在住のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯	購入費の2分の1（上限1万5千円）	
電磁調理器購入補助		購入費の2分の1（上限5千円）	

※白内障眼鏡以外は、事前に申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

市民活動を支援します

対象団体

・5人以上で、その過半数が市内に在住・在勤・在学する人で構成されている

・市内に活動拠点を有し、かつ市内で活動している

補助対象となる事業

・地域課題の解決に取り組む公益的な事業

・新たに行う事業または既存事業を拡大させるもの

※補助対象となる団体および事業の詳細は、市ホームページをご覧ください。

補助額 補助対象経費の5分の4（上限10万円）

※予算の範囲内

申請期限 令和7年6月30日（月）

申込・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067

市 HP

補聴器などの購入費を一部助成

高齢者が、いつでも健康で自立した生活を送ることができるよう、補聴器や歩

行づえなどの購入費の一部を助成します。

持参する物 補助対象用具によって異なるため、お問い合わせください。

申請方法 本人または家族が直接申請する。

申込先 介護高齢課（笠懸庁舎）、大間々市民生活課、東市民生活課

問い合わせ先 介護高齢課 ☎(76)0974

市 HP



スズメバチとアシナガバチでお困りの人へ 蜂の巣の駆除費を補助



市 HP

対象 次の全てに該当する人

- ・市内に住所を有し、かつ居住している人
- ・市内で居住の用に供する土地または建物を所有し、使用または管理する人で、それらに営巣したスズメバチやアシナガバチの巣を市の認定駆除業者により駆除した個人
- ・補助を受ける人およびその同一世帯全員に市税の滞納がない
- ・今年度、既に当該補助金を受け

ていない

※事業に使用している建物や敷地内（飲食店、事業所、施設、アパート、工場、併用住宅の事業で使用している部分、駐車場、展示場、店舗敷地など）および農業用地内にできた巣は、補助対象外です。

補助金額 認定駆除業者による巣の駆除に要した費用（消費税を除く）の2分の1
※スズメバチ：上限1万円、アシ

ナガバチ：上限2千円、各100円未満切り捨て
※建物の一部を解体する必要がある場合など、特別な作業の費用は個人負担となります。

後期高齢者医療
資格確認書を郵送



市 HP

提出書類
・申請書兼請求書
・駆除に要した費用の領収書（写し）
・駆除前と駆除後の現場写真（必ず駆除前後の写真を提出）
認定駆除業者 星野農園（東町花輪367・1） ☎(97)2667
補助対象期限 12月25日（木）
※領収書の領収日から起算して30日以内に申請してください。
申請・問い合わせ先 SDGs推進課 ☎(76)0985

現在使用している被保険者証（資格確認書）の有効期限は、7月31日（木）です。
新しい資格確認書を7月中旬に普通郵便で郵送しますが、簡易書留での郵送を希望する場合は、6月27日（金）までに申し出が必要です。お問い合わせください。申し出は毎年必要となります。
問い合わせ先 市民課 ☎(76)0972

教科書の展示会を開催

みどり市および桐生市内の小・中学校、義務教育学校、高等学校で使用する教科書の展示会を開催します。
期間 6月13日（金）～7月2日（水）の平日
時間 午前9時～午後5時
※7月2日（水）は午後3時まで
会場 桐生市教育センター（桐生市小曾根町3・30）
問い合わせ先 学校教育課 ☎(76)9845



市 HP

毎日を生き生きと過ごすために □から健康プログラム

□は、食べる、味わう、話す、歌う、表情を作るなど、さまざまな役割がありますが、加齢とともに衰えていきます。□の働きが低下すると、むせたり、言葉がはっきりしなくなったり、心身の機能低下にもつながります。

□の働きを改善して、予防対策を身に付けることができます。プ

ログラムに参加し、健康に過ごすための予防方法を学びましょう。
対象 市内在住の65歳以上の人でチェックシート中1つ以上該当する人
※チェックシートは、介護高齢課または登録歯科医院、市ホームページからダウンロードできます。

内容 ①□の健康状態を知る②虫歯や歯周病の予防方法を学ぶ③□の機能向上のための方法を身に付ける
※計4回のプログラムを3カ月間実施します。
参加費 無料
申込期間 6～12月
申込方法 登録歯科医院へ直接電話で申し込む。
※登録歯科医院の一覧は、市ホームページをご覧ください。
問い合わせ先 介護高齢課 ☎(76)0974

マイナ保険証の準備はできていますか

健康保険証の有効期限に注意



市 HP

国民健康保険に加入している人の健康保険証は、令和7年7月31日に有効期限を迎え、満了となります。有効期限が切れた後は、マイナ保険証または資格確認書で医療機関・薬局にて受け付けしてください。従来の健康保険証は新たに発行されず、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

マイナ保険証を持っていない人は、申請によらず資格確認書が交付されます。マイナ保険証を持っている人で、マイナ保険証での受付が困難な人は、加入している医療保険者に申請すれば資格確認書を取得できます。親族などの法定代理人や介助者などによる代理申請も可能です。
●登録状況が分からない場合 医療機関などの窓口に設置され

ている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない人は、その場で利用登録を案内されます。
●他の方法で確認したい場合 マイナポータルで確認してください。確認には、マイナンバーカードを読み取れるスマートフォンなどが必要です。
問い合わせ先 市民課 ☎(76)0972

第20回少年の主張
みどり市大会
市内の各中学校および義務教育学校後期課程を代表する生徒が、日頃の生活を通して感じていることや考えていることなどを発表します。
期日 6月28日（土）
時間 午前10時～正午（午前9時30分開場）
会場 ながめ余興場
問い合わせ先 社会教育課 ☎(76)9846

企業版ふるさと納税

多大な寄付を頂き、ありがとうございました。
問い合わせ先 企画課 ☎(76)0962



市 HP

オオキンケイギクを発見したら 駆除してください

5月から7月頃にかけて鮮やかな黄色の花を咲かせるオオキンケイギクは、北アメリカ原産のキク科の多年草です。非常に強靱で繁殖力も強く、他の植物への影響が大きいことから、特定外来生物に指定されている植物で、新たに植えたり運んだりすることが禁止されています。

駆除方法

自宅でおオキンケイギクが咲いている場合は、駆除をお願いします。

- ①根ごと引き抜く
 - ②種の拡散を防ぐため、ビニール袋などに入れ、2～3日天日干しする
 - ③密封したまま燃えるごみとして処分する
- 特徴 草丈30～70cm程度。葉は、茎の下の方につき、両面に粗い毛がある。花期は5～7月頃。直径5～7cmの橙黄色の頭状花をつける。

問い合わせ先 SDGs推進課 ☎(76)0985



市 HP

企業名	寄付額
株式会社タイムプロデュース	100万円
千代田工業株式会社	100万円
株式会社全高住	100万円
加藤建設興業株式会社	50万円
株式会社孫の手	50万円
株式会社石井設計	非公表



地震対策としてご活用ください

木造住宅の耐震診断と耐震改修費補助



●木造住宅の耐震診断

※耐震診断者の調査現地までの交通費千円は、申請者が負担

②併用住宅は、住居部分の面積が延べ面積の2分の1以上
③建築基準法に違反していない
④耐震診断で「倒壊する可能性がある、または高い」と診断された

対象 ①市税を滞納していない人

②対象となる住宅を所有または購入を予定している人

対象となる住宅

※図面の不足や不備により作成が必要な場合は、1万円の図面作成費用がかかります。

対象となる住宅

募集件数 5件（先着順）

補助対象経費 耐震改修に要する費用（耐震改修設計費、耐震改修工事費、工事監理費）

対象となる住宅

診断方法 申請書類・現地調査

受付期間 6月9日（月）～令和8年1月30日（金）

対象となる住宅

併用住宅は、住居部分の面積が延べ面積の2分の1以上

募集件数 1件

対象となる住宅

③木造2階建て以下

受付期間 6月9日（月）～9月30日（火）

対象となる住宅

④建築基準法に違反していない

【共通】
問い合わせ先 建築住宅課 ☎(76)2189

①昭和56年5月31日以前に工事に着手した一戸建ての住宅または併用住宅
②併用住宅は、住居部分の面積が延べ面積の2分の1以上
③木造2階建て以下
④建築基準法に違反していない
費用 無料

●木造住宅の耐震改修費の一部補助
対象 ①昭和56年5月31日以前に工事に着手した一戸建ての住宅または併用住宅

市県民税納税通知書の発送
6月5日（木）に市県民税（普通徴収）の納税通知書を発送しました。課税内容を確認し、次の納期限内に納付してください。納付にはキャッシュレス決済や口座振替をぜひご利用ください。
納期限 第1期：6月30日（月）、第2期：9月1日（月）、第3期：10月31日（金）、第4期：12月25日（木）
問い合わせ先 税務課 ☎(76)0964

介護予防サポーター養成講座

介護予防の知識や技術、サポーターの活動などについて学びます。ぜひご参加ください。

期日 7月16日（水）・18日（金）・23日（水）・25日（金）

時間 午後1時30分～3時30分

※午後1時15分受け付け開始

会場 大間々保健センター

対象 市内在住で介護予防に関心のある人

内容 フレイル予防、運動や

口腔ケア・栄養改善の方法、認知症の理解、介護予防サポーターの活動と地域づくり

※4日間受講した人に介護予防サポーター中級の修了証書を交付します。

申込方法 電話または窓口で申し込む。

申込期限 7月9日（水）

申込・問い合わせ先 介護高齢課 ☎(76)0974

6月23～29日は男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法の公布・施行日である平成11年6月23日に合わせ、毎年6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、法律の目的や基本理念について理解することを目指しています。性別に関係なく、一人ひとりの個性が受け入れられる社会に変わっていくきっかけとして期待されます。

令和7年度 男女共同参画週間キャッチフレーズ

誰でも、どこでも、自分らしく

問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067

間伐体験や自然との触れ合いなど

みどり市林業体験イベントを開催



東町の森林で自然と触れ合い、間伐の実演などを通して林業を体験しませんか。

※子どものみの申し込みは不可。
定員 30人程度（先着順）
内容 自然との触れ合い（森と川とのつながりについて）、間伐体験（実演）、木工品づくり、まき割り体験など

期日 7月26日（土）（予備日：27日（日））

会場 東町草木地内の山林

対象 県内在住の親子（小学1～6年生）

参加費 1人500円

申込方法 電話または電子メールにて申し込む。

申込期限 6月30日（月）

持参する物 弁当、飲み物、雨がっぱ、長靴、作業でき濡れても良い服装、着替え、タオル

※当日は川に入ります。

※その他詳細は、参加者宛てに追ってお知らせします。

申込・問い合わせ先 農林課 ☎(76)1937、電子メール：norin@city.midori.gunma.jp

誰もが自分らしく輝ける社会を目指すため

男女共同参画審議会委員を募集



募集人数 2人程度

応募資格 次の全てに該当する人

①令和7年4月1日時点で、市内在住または在学の上18歳以上の人

②平日に開催する会議に出席できる人（年数回）

活動内容 第4次みどり市男女共同参画プランの推進および進捗

状況への提言

任期 委嘱日：令和8年3月31日

報酬 市の規程により支給

応募方法 所定の申込書に必要事項を記入し、窓口、郵送、ファクスまたはメールで申し込む。

応募期限 7月11日（金）（必着）

配布場所 地域創生課（笠懸庁舎）

その他 委員の氏名および役職は、情報公開の対象になります。

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2449、電子メール：chiki-s@city.midori.gunma.jp

募集・問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067、☎379・2395、みどり市笠懸町鹿2952、FAX(76)2

今月の納税 ■市県民税 第1期 6月30日(月)が納期限です。

■夜間納税相談窓口 納税課（笠懸庁舎）☎(76)0956 6月27日(金)・30日(月)
※上記2日間は、午後7時まで納税相談を実施しますので、ご利用ください。

第8回

ぼうくうかん ししょうあと 防空監視哨跡

東町にある戦争中に残された唯一の
軍事施設を紹介します。

東町花輪に所在する防空監視哨跡は、戦時中に敵の飛行機を監視するために造られました。現在残っている施設は聴音壕と呼ばれるもので、2重構造のコンクリートで造られています。また、天井に向かってラッパ状に開いた形をしており、周囲の音を集めて、いち早く飛行機の襲来に気がつくことができました。

戦時中の群馬県では、渋川・高崎・前橋に防空監視隊本部を設置し、各所の防空監視哨から情報を集めて警戒にあたっていました。東町花輪の防空監視哨は、異変があった際は前橋防空監視隊本部に連絡していました。なお、県内で文化財に指定された防空監視哨は、みどり市と長野原町の2基です。今はその役目を終え、静かに故郷の音を集めています。

問い合わせ先 文化財課☎(76)1933



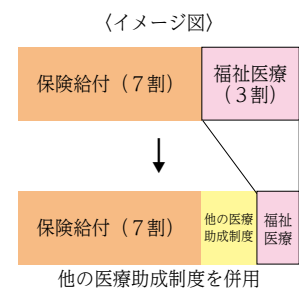
みどり市 HP



みどり市の 文化財

はしご受診や重複受診を控え、適正な受診にご協力ください。
【他の医療費助成制度の利用】
他の制度で医療費の助成を受ける場合は、その制度を利用した上で、福祉医療制度を利用してください。福祉医療制度を安定的に運用していくため、他の医療費助成

制度との併用にご協力をお願いします（※下図を参照）。
【他の医療費助成制度の一例】
自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）、特定疾患、小児慢性特定疾病、日本スポーツ振興センター災害共済給付（学校でのけがなど）、高額療養費制度など



福祉医療制度を将来にわたって維持するため 適正受診にご協力ください



みどり市 HP

※制度利用に当たっては、診断書などが必要になる場合があります。その費用は自費となります。
問い合わせ先 市民課☎(76)0972

訪問した際はご協力をお願いします ひとり暮らし高齢者の調査



みどり市 HP

ひとり暮らし高齢者の実態を把握し、今後の施策の参考とするため、地区の民生委員・児童委員が訪問し、聞き取り調査を行います。ご協力をお願いします。
対象 70歳以上（昭和30年6月2日以前生まれ）で、ひとり暮らしの在宅者
調査方法 民生委員・児童委員の

訪問による聞き取り
●住宅用火災警報器の給付
次の条件を満たす調査対象者で住宅用火災警報器を希望する人は訪問時に申請してください。
・市民税非課税世帯
・持ち家または親族所有の無償の家屋に住む人
※給付済みの人は対象外



身分証明ストラップ(見本)

●身分証明ストラップの無料配布
調査対象者で身分証明ストラップの配布を希望する人は、訪問時に申請してください。無料で配布します。
※給付済みの人は対象外
問い合わせ先 介護高齢課☎(76)0974

老後の家計費の不足を解消するため、国民年金の上乗せ年金として、農業者だけが加入できる農業者年金制度が設けられています。農業者のための公的な支援などがあるため多くの利点があります。興味のある人は、農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までお問い合わせください。
対象 次の要件を全て満たす人
・国民年金第1号被保険者（国民

年金保険料納付免除者を除く）
・年間60日以上農業に従事
・20歳以上60歳未満
●6つの特徴
①農業者なら広く加入できる。
②積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。
③保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない人は1万円）から6万7千円の間で自由に決められる。
④終身年金。80歳前に亡くなった

場合は、死亡一時金がある。
⑤税制面で優遇措置がある。
⑥一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある。
●農業者年金の現況届
現況届は受給権者が引き続き年金を受給する資格があるか確認するものです。提出が必要人には5月下旬に農業者年金基金から現況届の用紙が郵送されていますので、記入の上、ご提出ください。
提出期限 6月30日(月)
提出場所 笠懸庁舎総合案内、農業委員会事務局（大間々庁舎）、東市民生活課
問い合わせ先 農業委員会事務局☎(76)1939

老後生活への備えは十分ですか 農業者年金加入のお知らせ



みどり市 HP

家屋調査にご協力を



みどり市 HP

今年中に新築・増築された家屋は、令和8年度から固定資産税の課税対象となり、評価額などを決定するため、市職員（身分証明書を携帯）が家屋調査に伺います。所要時間は1時間程度です。
調査日時 平日の午前9時～午後4時
※調査当日は、家屋と土地の所有者のマイナンバー確認資料、建築関係の書類（各種図面、契約書、設備の取扱説明書）などが必要となります。
調査内容 各種高さの計測や内外装における建築資材、設備などの確認
※住宅以外にも物置やガレージ、サンルームなども調査対象となる場合があります。
問い合わせ先 税務課☎(76)0964

国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせの郵送
現在使用している国民健康保険被保険者証の有効期
問い合わせ先 市民課☎(76)0972



みどり市 HP

限は7月31日(木)です。新しい資格確認書または資格情報のお知らせは、7月中旬に普通郵便で送付を予定しています。
簡易書留での郵送を希望する場合は、6月30日(月)までに申し出が必要となりますのでお問い合わせください。なお、申し出は毎年必要となります。

問い合わせ先 市民課☎(76)0972

市営住宅の入居者を募集

申込・問い合わせ先 県住宅供給公社みどり支所☎(46)7057

団地名	間取り	家賃	戸数
鹿団地	3DK	18,800円～36,900円	1戸
大間々丁目上原団地	3DK	22,400円～43,900円	1戸
神梅第2団地	3DK	10,600円～20,800円	1戸
神梅第3団地	3DK	10,900円～21,500円	2戸
浅原田中団地	3DK	12,300円～24,200円	1戸
沢入団地	1K	7,000円	1戸
大平団地	3DK	8,000円～15,800円	1戸
下小池団地	3DK	6,800円～13,300円	1戸

